

管内概況

(1) 立地

当管内は本県最北部に位置する桑名市、いなべ市、桑名郡（木曾岬町）、員弁郡（東員町）の2市2町からなる桑員地区、それに隣接する四日市市、三重郡（菰野町、朝日町、川越町）の1市3町からなる三泗地区、更にその西南部に接する鈴鹿市、亀山市の2市からなる鈴亀地区、合計5市5町からなっています。総面積は1,107.27平方キロメートルで県土の19.2%を、人口は約83万9千人で県総人口の45.1%を占めています。

西は滋賀県に境を接して鈴鹿山脈（海拔800～1200m）が連なり、鈴鹿国定公園として雄大な自然景観を展開するとともに、鈴鹿山麓から伊勢湾に至る丘陵地には茶・花木・野菜等の畑作地帯が広がっています。

東は伊勢湾に面し、鈴鹿山脈から発する諸河川（員弁川、朝明川、内部川、鈴鹿川等）の流域は伊勢湾に向かって緩斜面で展開する伊勢平野を生成し、水田地帯が広がっています。

気象は比較的温暖で東海型に属しており、平成20年（1月～12月）の四日市市における平均気温は15.0℃、年間降水量は1,813mmとなっています。なお、鈴鹿山脈は四季を通じて平野部より低温であり、冬季は山越気流の風下強風域になり、いわゆる「鈴鹿おろし」のため降雪のみならず時雨や氷雨に見舞われることもあります。

当事務所は、森林・林業部門については北勢地域全域を所管しています。農業及び環境部門については、四日市市、三重郡及び鈴鹿市、亀山市を所管しています。

(2) 農業・農村の現状

(1) 伊勢湾岸～平坦地帯

伊勢湾岸地帯では都市化が進む中、兼業型水稲単作の経営が中心となっていますが、一部では、水稲の作業受託、観葉植物、切り花、軟弱野菜等の施設園芸が行われています。

また、消費者と直結した流通販売ルート（直売市等）を確保し、たくましい担い手が活躍しています。

平坦地帯では、水稲＋麦（大豆）、トマト・イチゴ主体の施設園芸、露地野菜、畜産経営で優良な経営体が多く定着しています。

しかし、都市開発の進展による地価の上昇や混住化により、水田作農家の規模拡大や農作業の効率化が阻害されつつあります。また、農産物価格が低迷する中、原油の高騰等から重油を始め各資材価格が上昇し、施設園芸農家を始めいずれの分野の農業者にあっても厳しい経営となっています。

(2) 鈴鹿山麓地帯

この地帯は、茶園面積が三重県全体の62%を占める産地です。大規模製茶工場も生まれていますが、未だ小さな製茶工場が多く、茶園の担い手への集積が進んでいないことと併せて作業効率が悪く、コスト低減が進まない状況にあります。また、茶の価格が低迷する中、担い手の高齢化、雇用確保の困難さ、作業時の身体への大きな負担等が経営規模拡大の阻害要因となっています。

茶に続いて、三重さつき、つつじ類を中心とする花木が県下の78%、550ha栽培されています。公共事業の大幅な減少にともない、需要量の減少と価格の低迷が長く続いている状況で、一般消費者向けの少量多品目栽培の比率が増えています。

(3) 農業農村整備事業の現状

(1) 農業基盤の整備状況

当管内は、耕地面積 15,500ha 余りを有していますが、生産性の向上を図るため、区画整理（ほ場整備）を推進し、狭隘な農地の大区画化を図ってきました。

中でも、要整備面積（整備が必要とされる耕地の面積）は 12,000ha 弱ですが、昨年度までに 7,100ha 弱が整備され、整備進捗率は、59.5% になりました。しかしながら、未だ県下平均の整備率 83.5% を大きく下回っている状況にあり、特に最近 10ヶ年間の整備面積は、150ha 余に留まっています。

四日市市から鈴鹿市にかけての東部低平地の水田地帯は、大部分が整備されましたが、西部丘陵地から山麓に掛けて広がる茶園と花木を中心とした畑地帯は、未整備のまま残されています。

(2) 各種事業の推進状況

【県営事業】

ア 経営体育成基盤整備事業は、鈴鹿市沿岸部に広がる水田地帯約 2,000ha を事業地区として実施された県営かんがい排水事業（H20 年度更新工事が完了）の末端給水事業として平成 14 年度に 1 期工事に着手し、現在 5 期まで進み、全体の 48% が完成しています。

イ 湛水防除事業は、鈴鹿市沿岸部の水田、特に長太町地区一帯の湛水被害を未然に防止することを目的に、排水機場を 1 箇所設置し排水機 900 を 2 基設置する事業で、1 基は供用開始しており、本年度 1 基を設置し完成の予定です。

【団体営事業】

ア 集落排水整備促進事業は、管内の整備進捗状況は、四日市・鈴鹿・亀山地内で 4 地区を実施しました。

イ 基盤整備促進事業は、区画整理型の四日市市場地区が面工事を完了して今年度は換地を実施して事業完了の予定です。

ウ 新農業水利システム保全対策（計画策定）は、水利施設管理の省力化を図り、担い手の育成及び集積を行う事業であり、本年度は、事業効果の検証を進めます。

(3) 農地・水・環境保全向上対策事業

農地・農業用水等の資源の適切な保全管理のため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援するため、昨年度より始まった本対策は、現在県下の 27 市町において 309 団体が 14,800ha で活動を開始し、当管内でも 4 市町 42 団体が 2,381ha で活動を実施しています。

今年度も組織の質的向上と非農家の理解のために必要な支援を行います。

(4) 森林・林業の現状

管内の森林面積は 40,478ha で、森林率は 37% となっています。このうち、民有林は 38,376ha で森林全体の 95% を占めています。

民有林のうち、18,865ha が人工林で、人工林率は 49% と県平均人工林率 62% を大きく下回っています。また、民有林の蓄積は 5,393 千 で、1ha 当たり蓄積は 141 と、県平均の 185 を下回っています。

(1) 員弁川、三滝川流域

下流に桑名市、四日市市が発達し、名古屋圏に近いこともあり、流域全体が都市近郊林の性格を持っています。

また、都市化により、住宅団地、事業場などに転用される森林も多く、地味が劣ることもあり、人工林率は40%と低く、天然広葉樹林が多く残されています。

所有形態は、かつての入会集団の系譜を持つ共有林が多く、分割されて個人所有となった森林は総じて零細規模です。加えて、他産業への就業機会に恵まれているため、林地は経営目的ではなく、資産として保有している林家が大部分であり、林業生産活動は低調です。

地質は、基石が砂岩や花崗岩で、堆積した土壌は侵食を受けやすく、中下流域が都市化されていることもあり、木材生産よりも環境保全や災害防止面に強い期待がかけられています。

(2) 鈴鹿川流域

本地域は、人工林率が64%と高く、優良な森林資源が成熟しつつあります。

亀山市関町を中心とする上流域に優れた林業地があり、林業産地としての規模は小さいものの、核となる鈴鹿森林組合は木製品の販売や森林総合利用などの経済事業も活発であり、素材市場、製材工場もあって林業産地を形成しています。

今後、森林施業の集約化を図り、素材の安定的な供給体制の整備に向けた取り組みが課題となっています。

(5) 環境の現状

昭和30年代からの高度経済成長期には、わが国初の大規模石油化学コンビナートが四日市市に誘致され、コンビナートに立地する企業が次々と操業を開始し、四日市地域は全国有数の石油化学都市として歩み始めました。このような中、コンビナートから排出された硫黄酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが大きな社会問題に発展しました。高度経済成長の過程で生じたこれらの公害問題は、当時の日本の縮図でもあり、四日市ぜんそくは、熊本県・新潟県の水俣病、富山県のイタイイタイ病と合わせて、四大公害と呼ばれました。

このような産業活動による公害問題は、三重県公害防止条例による硫黄酸化物総量規制などの国に先駆けた公害対策の実施や、企業の公害防止設備の導入など、企業、住民、行政の努力により、昭和52年(1977年)には、二酸化硫黄の環境基準を達成するまでに至り、大幅に改善されました。

一方、近年は、自動車排出ガスによる大気汚染、廃棄物の不適正処理にかかる環境影響、地球環境問題等、今日の社会経済活動や各人の生活様式に起因する環境問題が起きてきています。

(1) 大気汚染

大気環境基準は環境基本法第16条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもので、平成20年度(2008年度)の当事務所管内の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局11局(四日市市8局、鈴鹿市1局、亀山市1局、川越町1局)すべてで環境基準(日最高値(日平均値の2%除外値):0.04ppm)を達成しました。最高は「楠局」の0.010ppm、最低は「東名阪局」の0.002ppmでした。

窒素酸化物は、測定局15局(四日市市10局、鈴鹿市2局、亀山市2局、川越町1局)のうち「納屋局」は自動車排出ガスの影響を受け0.069ppmの高濃度を記録し、環境基準(日最高値(日平均値の98%値):0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下)を達成できませんでしたが、「納屋局」以外の測定局は環境基準を達成しました。

(2)水質汚濁

平成20年度(2008年度)の公共用水域の水質汚濁状況については、次のとおりです。

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目(BOD、CODほか)については、当事務所管内8河川13水域(13地点)、海域3水域(4地点)で水質調査を実施しました。その結果、河川にかかる有機汚濁の指標であるBODは、すべての水域で環境基準を達成しました。また、海域にかかる有機汚濁の指標であるCODは、2水域(3地点)が環境基準を達成していましたが、1水域(四日市・鈴鹿地先海域(乙))(1地点)は未達成でした。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目(カドミウム、シアン他26項目)については、当事務所管内9河川14水域(14地点)、海域3水域(3地点)で調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進が図られているところですが、平成20年度(2008年度)の三重県的生活排水処理施設の整備率は74.9%と全国平均(84.8%)に比べ低い状況にあります。当事務所管内の整備率は87.8%で、県の間目標値(平成22年度:76.5%)を越えており、全国平均も上回っています。

(3)産業廃棄物

平成21年度(2009年度)末現在、当事務所管内には189の産業廃棄物処理施設数が立地しています。処理施設別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設などの中間処理施設が172施設、最終処分場は安定型、管理型をあわせて17施設となっています。

産業廃棄物不法投棄等の是正推進については、平成15年6月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律」が制定され、産業廃棄物の不法投棄による生活環境保全上の支障の除去等を支援する仕組みが整備されたのを契機に、長期間大量に不適正処理されたままとなっている産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案(県全体で11事案、うち当事務所管内7事案)に対して、平成16年度から順次、安全性確認調査を行い、生活環境保全上著しい支障があると認められた事案については、行政代執行を行なうなど必要な対応を進めています。

(6)県民しあわせプラン 第二次戦略計画での位置付け

第二次戦略計画の期間内(H19~H22)における北勢地域の取組みについて、第二次戦略計画から以下のとおり転記しました。

(1)地域の現状

大部分が名古屋または四日市の都市圏に含まれる地域で、製造業の産業集積が進み、日本経済をけん引する中部圏の一翼を担うとともに県内経済をけん引しています。その一方で、県内有数の誘客数を誇る都市型レジャー施設や鈴鹿山系の自然といった観光資源を有するほか、農業生産額も大きな地域です。東名阪自動車道や新名神高速道路といった高速道路、四日市港など、県内外との交流を可能とする基盤整備が進んでおり、地域の産業を支えています。

なお、「平成18年度1万人アンケート」において、県民のニーズが特に高いと分析される北勢地域の特徴的な項目として、「福祉サービス」「ごみの減量」「きれいな空気」の3つがあります。

(2) 県の主な取組

県土づくりの振興方向「産業集積活用ゾーン」の中核的な役割を果たすことが期待され、自律的産業集積を促進するために、製造業の人材育成や、素材・部材産業の研究開発機能の集積などに取り組みます。一方、観光については多様な主体による観光の魅力づくり・人づくりを進めて誘客をはかります。

農水産業については、地域特産物を高付加価値化する技術や生産技術の開発、水産資源管理の支援の支援などに取り組みます。

これらの取組を支えるため、県内外との交流を促進する新名神高速道路・北勢バイパスといった道路網、四日市港などの交通基盤を整備するとともに、伊勢湾の環境創生にも取り組むこととしています。

地域の暮らしについては、自動車の排出ガス対策といった大気環境の保全、都市計画道路や下水道事業といった都市環境整備など、安全で安心できる生活環境の確保に取り組みます。

(7) 区域図

